

第346回 鳥取海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 平成25年11月22日（金）午後2時から午後3時35分まで
- 2 場 所 ホテルセントパレス倉吉 ウインザーサウス
（鳥取県倉吉市上井町1丁目9-2）
- 3 出席者 委 員：田口会長、内藤委員、井本委員、米村委員、生越委員、武良委員、
米田委員、祇園委員、景山委員、遠藤委員
鳥取県：松澤水産振興局長、平野境港水産事務所長、清家漁業調整係長、
森田漁業調整係長
事務局：岸本事務局長、宮永次長、前田書記
- 4 傍聴者 1人
- 5 議事
 - （1）県外者に対する小型いかつり漁業の許可取扱方針等について（諮問）
 - （2）県内者に対する小型いかつり漁業（総トン数10トン以上船）に係る許可等の最高限度数の廃止について（諮問）
 - （3）ひらめ網と称する固定式三重網について（報告）
 - （4）第5回中海及び境水道における漁業に関する鳥取・島根両県協議会について（報告）
 - （5）平成25年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議について（報告）
 - （6）第22回日本海・九州西広域漁業調整委員会について（報告）

6 議事の経過及び結果

定刻となり、岸本事務局長が開会を宣言し、田口会長の挨拶の後、議事録署名人として、内藤委員、武良委員が指名され、議事に入った。

議事1 県外者に対する小型いかつり漁業の許可取扱方針等について（諮問）

〔原案に同意する旨が決議された。〕

前田書記が資料1に基づき説明した。

〔田口会長〕 はい。説明が終わりました。質疑並びに意見があればよろしくお願ひします。
ありませんか。無いようですけど、このまま諮問どおりで答申をすると、意見無しということでもよろしいですか。

〔一同〕 はい。

〔田口会長〕 はい。ありがとうございます。では、そのような形で取り扱わせていただき

ます。

議事2 県内者に対する小型いかつり漁業（総トン数10トン以上船）に係る許可等の最高限度数の廃止について（諮問）

〔原案に同意する旨が決議された。〕

前田書記が資料2に基づき説明した。

〔田口会長〕 説明、終わりました。再び、質疑があればお願いします。ありませんか。はい。無いようでしたら、このまま諮問どおりで答申、了承してもよろしいですか。

〔一同〕 はい。

〔田口会長〕 はい、ありがとうございます。では、そのように取り計らいをさせていただきます。

議事3 ひらめ網と称する固定式三重網について（報告）

〔議案について報告された。〕

前田書記が資料3に基づき説明した。

〔遠藤委員〕 ええですか。

〔田口会長〕 はい。どうぞ。

〔遠藤委員〕 県の方から説明いただいて、その当事者です。その中部、冒頭に書いてある中部地区漁業振興協議会ですね、その会の自分らが会員ですけども、その自分たちの会から県の方に、鳥取県の方に、ひらめ網の許可証ということで検討してもらいたいということとして、その従来の固定式三重網の許可証、その許可証どおりにその操業が、ひらめ網を捕るためには、要するに従来の三重網の漁業者じゃあ違反になってしまうわけです。それでは安心して操業できない。昔から数年前からその県内各地でそのひらめ網というものはやってきたわけだけでも、まあ暗黙っていうですか、みんなが黙認にして一本釣りの人とかも操業してきたような実態があったんだけども、最近はその一本釣りも多くなりとかしてその摩擦という心配で、日の出からまだ網があるというふうな問題点もありながら、ひらめ網の漁業者がその操業するためには、この今の三重網の許可証では操業はできないから、何とかその許可証ということで、この小さい字だけけど1時間延長の操業というその新規な許可証で検討して、自分らが違反なく許可証どおりに操業できるやあな方法で検討してもらえんでしょうかということをお願いしたことが、今の前田さんの話として、そのいろいろ西部さんの漁業者さんに、昔いろいろ自分たちのことで迷惑をかけたこともありながらするわけだけでも、それを謝りながら、そのひらめ網というものはまたその新しい漁法っていうんですか。そのひらめ網、捕るためには、三重網の、今までの三重網の許可証では操業ができないという。まずは、そういう気持ちであげたやあなことでして、

今後この委員会でぜひ検討して、その何ですかいな、その最後の安心して操業できるような許可、ひらめ網の許可証ということでお願いできないかというのが当事者の県に対してお願いしたことでございます。

〔祇園委員〕 はい。

〔田口会長〕 はい。どうぞ。

〔祇園委員〕 この問題については、非常に数年前から問題になってきておって、5号海区と中部振興協議会の代表者によつての会も数回となくやってきた経過があるわけなんです。ていうのが、一番問題点については記載してあるとおりであつて、これを改正するという事は、地元、5号海区においても、赤碕、中山、御来屋、淀江、各地先のところは個々が判断をしてということで、今、実際やっておられるのは、淀江さんが2隻ぐらいたと。赤碕は全面禁止。中山も御来屋も禁止です。ただ、そういった中であつて、やはり今後、今の温暖化の状況によって非常に分からないわけなんです。今はっきりしとるのは、ヒラメの一本釣りが主体なんです。5トン以下の船も出とるんです。船外機ばっかしじゃないです。それと特に危険性が、今これの問題についても、航行中も灯火を付けずに航海したりしている船もあつて、必ずトラブルが起きる元になるし、この問題については、中部振興とそれと5号海区との協議も必要ですし、その中でいろいろなルールを決めとるわけなんです。これ、日の出からということになったら、とつてもでないが、うちの場合は、落ち着くことはまずない。それで、西部振興協会のおとどしになろうかと思いますが、協議会の総会の席で、5号海区じゃなくって西部振興協議会でやろうということで、県の方に中部を通じて、中部振興協議会の方にルールをきちっと決めとるわけです。この改正をしようとするならば、中部と5号海区、あるいは西部振興協議会と再度協議しながら提案していただきたいと思ひます。それと、魚礁がこれはどういう意味か知らないけど、魚礁だとか、中山地区の魚礁だとか、中山地区の魚礁は赤碕は大反対しとるんです。2年越しにようやくこいつをつくつたわけなんです。そういった中で、西部沖合魚礁についても、今、やはり以前は東伯、大栄沖は非常にいい漁場だったんです。御来屋もみんな来よつたんです、赤碕に。そういったところが、この魚礁をつくつたために、今はもう全然機能してないです。そういう状況の中で、この件については、中部、西部との調整会議を開催するなり、今、中部、西部は中山さんが事務局なので申し入れて協議をなさらんと、この場で許可の内容変更は絶対反対です。

〔前田書記〕 ええ、もちろん今の段階では、今調整をしている最中ですよという御報告ですんで、当然進めるにあたっては、西部の代表者の方とお話をさせていただいて、合意したものじゃないと、とてもこの調整。

〔祇園委員〕 じゃあ許可の内容を、境界の加勢蛇川でやったらどうですか、そういう時間帯を、日の出までとするならば。自分の所だったらどうぞやっていただいてもいいんだけど、うちはそれじゃもう全くだめですわ。網張られとるだで、夜、晩に、そこ行つたつて釣れるわけではない、知らんじゃけえ。これをあれしたら大きな問題になってきますよ。一本釣りはもうできらへん。まあ、うちの統計資料を見てもらつてもいいですけど、今、ヒラメが主体なんですよ。ヒラメ釣りとはサワラ釣りなんです。何だしとりゃあしません。ハマチは捕りゃ、ようけ何ぼでも捕れるけど、捕つたつて銭にならんし。これ、重大な問題ですよ。そうした場合だと、加勢蛇なら加勢蛇だとか二軒家が、5号海域と中部との境界で

すから、許可の内容するときには、そういった。今うちは全面禁止しておるわけだし、中山も御来屋も。それで、淀江ももうやめるといふ、5号海区の会合のときにね、2隻おるけど、もうやめるといふような協議までなされるところです。

〔遠藤委員〕 ええですか。

〔田口会長〕 はい、どうぞ。

〔遠藤委員〕 祇園委員さんが心配されとる、その操業区域ですか。それは去年ですか、その中部と西部とで申し合わせで、その60メートルより、まあ申し合わせですけど、沿岸あの、60メートルより以深かいな。えっ、以浅かいな。

〔前田書記〕 以浅。

〔遠藤委員〕 60メートルより灘側は操業しない。そういうことで調整してきて、今年の操業をさしてもらっとるやあなことで。ただ、そのひらめ網を操業しようと思ったら、やっぱりその今までの許可ではいけないというのが一番ネックで、そのことの検討ということでして、その操業区域はどうかのじゃないです。今出とるその話し合いどおりに、西部さんと中部の方とで、沖合ですから60メートルより深いところでないといふ操業はしないよといふ。

〔祇園委員〕 西部の意見は、もうこのところに、西部との問題点ちゅうのはここに書いてあるとおりで。実態が。それと今、遠藤委員さんが言われたように、やはり早く、日の出までということなんだけど、もうすでに、来てね、ねえ。これだから時間も決めたじゃないですか、ね。5号海区に入る前は、何時だとかね。ルールを、お互いにルールを決めとるわけですから。その5号海区でということになれば、やはりそういったルールとかその西部との意見の調整会議をもって、まず意見を聞いてから、再度提案していただきたいと思ひます。以上です。

〔田口会長〕 他に、他に、意見はありますか。

〔松澤局長〕 ちょっと、分かりにくい話だなあと思ひて。資料を見ずに目をつぶって聞いておると、何のことやらさっぱり分からん説明でしたけど。要するにね、今の許可が出てますけども、三重網の許可ですら、操業区域は例えばその一定の日野川から東とかね、そうふうには許可はなっているのに、ひらめ網の許可じゃあないですよ。固定式三重網の許可で、そういうふうになっているのに、実際はそういうことができない、実態上。ということを考えて、その本来、漁業許可っていうものは、漁業調整上、資源保護上問題がないという前提で許可が出ているのに、漁業調整上の問題になっているということです。ひらめ網の許可ではなくって、固定式三重網許可そのものがね。そうすると、そのこれをどういふふうに取り扱つかということになるわけ。これまではいいと思ひて許可しとったのが、実は漁業調整上の問題になっていて、自主規制という世界の中で新しいルールを作らないとだめになつとるということであれば、知事許可漁業そのものが問題だということになるわけ。そうすると、その問題がないように許可の内容を変えるか、もう1つは、知事許可漁業そのものをやめて、漁業権で管理する。その他の方法もあるかもしれませんが、そういうことを基本的に考えないと、漁業許可制度そのものに非常にひずみが生じてるといふことだといふふうには我々は認識しているわけ。今日は切り口はひらめ網ということになっていますけど、実は固定式三重網の許可そのものにもうすでに問題が発生しているといふことですから、そこは漁業者協議会ね、中部振興協議会とか西部振興協議会

とか、そういうその協議のチャンネルを使って協議をしていかなきゃいけないですけども、我々の受け止め方というのは、もうすでに固定式三重網という漁業については、制度疲労を起こしておるのではないかというふうに考えておましてね。そうであれば、その魚礁を巡る問題になっているわけだから、魚礁、人工礁です、それもね。人工魚礁の利用において、問題が生じているというのであれば、それに対応する新しい方策を併せて考えないけんのじゃないかなという気持ちがあつて、漁業権管理にしたらどうですかという話をしているわけです。で、漁業権というのはその問題になる特定の魚礁、人工礁漁場の範囲に、いわゆるつきいそ漁業権を設定をして、それは当然共有の漁業権になりますので、つきいそ漁業権の行使規則の中で、どういう利用をしたらいいのかということ、関係漁協、漁業者で決めていただくという方が合理的ではないかということです。今のままでと取締まりができないです。何を取締まりしていいのか分からないし、操業できるだかできんだか分からんという質問を我々にされても、我々は答えることができないということです。許可を出している方がその漁業を管理することができないというのは、非常に異常な状態だというふうに考えておまして、今後、そういう基本的な問題を含めて、漁業者の皆さんとよく相談しなきゃいけないなというふうに現時点では思っております。

[祇園委員] いいでしょうか、会長。

[田口会長] はい。

[祇園委員] 固定式三重網っていうのは、常識的には、要するに夕方張って朝揚げるのがこれまでの通常だったんですわ。今は、そういったひらめ網っていう許可っていうのは、と称する三重固定式。固定式なら固定してとるもんじゃないですか、通常。それで、うちの場合、ひらめ網をやっちゃあ、延縄にしろ、小底ももちろんですし、操業ができないと。タコツボにしても然りですわ。ですから、淀江、同じ5号海区の中でも、タコツボについては何隻だとか、どこまでということですけど、標識も立てたり、そういったことも、やっぱりルールっていうのも、こう今守られとらんということが、非常に不満だらけで、この問題については、とてもじゃないが、まあ意見を聞いてやっていく方法しかないと思いますので。

だから、今うちは三重網とかなんかは、もうほとんどやってないですわ。ですから、ひらめ網っていうのも全部つくったただけ、かなり。それで、大掛かりにやろうとしたんだけど、それをやっちゃあもういけんということで、全部処理しちゃつとるんですよ。やるということになれば、ヒラメというふうになったら、全船やると思いますよ、うち、許可をした場合は。とても、よそからきても。今もう小底がだめでしょう、全然。ですから、もうヒラメやってええよということになれば、20~30隻はやるでしょう、うちは。実際、まき刺がもうほとんど今年はだめですもん。

[米田委員] 田後の場合ですとね、100メートル、90メートルの魚礁に、夏になりゃいつでも3隻ぐらい来とります。三重網だって、三重網ちゅうことを聞いておりましたけども、ヒラメが専門ちゅうことを。それで、先ほど、遠藤さんに尋ねて聞いたんですけども、夜明けになると3トンぐらいの船で、70メートル、80メートル毎日来るんですが。したら、それがその夜明けからやるちゅう網ちゅうことです。初めて聞きましたけれども。田後の方なんぞ、話もこれまでこういうひらめ網とかなんとか1回も話を持ったことはないですけども。ヒラメ専門で、だけえ、三重網とかでヒラメ専門ちゅうことでしょうで、ど

うも。魚礁に来る3隻ぐらいの5トン以上のあの船がね。だけど田後の場合はこういうひらめ網という、こういう専門でちゅうことは1回も聞いたことがなかったです。網の目とか何とかは決まっとるもんかな。

〔遠藤委員〕 いや、決まってないです。とにかくその三重網だけども、それが改良されていって、ヒラメを捕るためにその網自体が変わって、そのひらめ網、独自のひらめ三重網のようなもんだけども。日の出の時間帯に網がないとかからないと。日没の時間帯に網がそこないとヒラメがかからない。そういった状態で、その許可証どおりにするっていうと、日の出までに網揚げてしまわないけんという条件だけえ、当然ヒラメはかからんわけで、じゃあそのひらめ網はやめちゃわないけんとかね。そういう心配事があるがために、その1時間延長してもらって、そういう許可証でさしてもらいたいというのがお願いすることですけど。

〔田口会長〕 難しいな。

〔祇園委員〕 三重網にしましてもね、5～6年前になろうかと思いますが、昼、刺網かいな。あれも3年ぐらいかかったですね、協議で。ほんで昼に何だなあ、今、遠藤さんが言われる昼になでなから、掛からんと。コウイカにしたって、モズってね。あれにしたって昼にならんと掛からんので、それを昼だけの昼網ちゅうのを、3～4年前かに許可をしとるわけなんです。これも大分、問答したんですわ。これをうちの方もやらしてくださいということでやったんですけど、多分調整の時だったら西部はさっき言ったような意見じゃないかなあと、かなり難しい問題だと思います。

〔景山委員〕 遠藤君よ。

〔遠藤委員〕 はい。

〔景山委員〕 夜中は掛からんかいなあ。

〔遠藤委員〕 掛からんです。

〔景山委員〕 掛からんだか。

〔遠藤委員〕 自分はやったことがないですけど、そういうことです。

〔景山委員〕 昼じゃなきゃあ、掛からんだかいな。

〔遠藤委員〕 掛からんです。日がある時に張って、日が落ちたときに掛かってくる網だけで、今度は夜明けの1時間前に張って、太陽さんが出てくる前に向かって揚げる。その日が出るときに魚が動くっていうですか。まあ、詳しいことは分からんですけど。

〔景山委員〕 夜中やっとなら、全然。三重でヒラメは捕れんだか。

〔遠藤委員〕 夜中はそのかわりやらんです。明け方の1時間前とかに投網するんです。

〔景山委員〕 だけど三重網は夜中にやるじゃけんなあ。

〔遠藤委員〕 三重網は夜中にやってもええですけども。

〔景山委員〕 ひらめ網と三重網の違いっていうのは、網の目の大きさだらあが。

〔遠藤委員〕 三重網とひらめ網の違いですか。だけえ、今は改良されていって大きな網に、要は粗い目って言うんですか。

〔景山委員〕 それも夜中にやっておくの、三重網のところは。

〔遠藤委員〕 だけえ、そこらのところはその検討して、間違いなく。

〔景山委員〕 問題は日の出の明るならにゃあ、ヒラメがかからんていうことだ。

〔遠藤委員〕 ええ、そうです。

[景山委員] まっ、うちらは三重やっつるもんがないけんな、ヒラメの。

[遠藤委員] それでないと操業できん。

[祇園委員] 当然、こういった問題になってくとね。うちもヒラメやらせえということになると、5号海区も。そうしたらもう、とつてもじゃないが御来屋さんから。それで、御来屋さんも、もう歴代ずっと禁止ということは、なかなか今の状況ではいけんので、海区毎でいこうや。海区っちゅうか地先権でいこうやという、5号海区は協議の中なんです。

[松澤局長] いやいや、祇園委員。その地先権をね、60メートルの魚礁に適用をするっちゅうこと自体がおかしいんだ。それだったら、地先権を主張するんであれば、そこに漁業権を設定されたらええっていうことですよ、僕らが言っているのは。

[祇園委員] そりゃ漁業権を設定してもらうのが一番ええわいな。

[松澤局長] 大変ですけどね。

[景山委員] 大変だわいな。今さらな、漁業権を取っ払う時代にな、局長が漁業権でやっつていける、そげな、相反したことができるわけがないがな。

[遠藤委員] それは、組合の管理がえらいし、組合間がそれはトラブルになってしまうよ。

[景山委員] 前田君よ。まあ、経過説明じゃけん、今日、結論は出んわけだけな、また。

[田口会長] 十分に西部の方とも詰めて、いずれにしても結論出してあげんといけんわけでしょうから。

[前田書記] そうです。

[田口会長] 今日、このまま話を続けるってわけにはなりませんので。

[景山委員] 経過説明を聞いたということで、ねえ。

[田口会長] そうですね。いいですか、それで、今日のところは。皆さん、こういう話があるということで耳に入れといてください。

議事4 第5回中海及び境水道における漁業に関する鳥取・島根両県協議会について（報告）

[議案について報告された。]

森田係長が資料4に基づき説明した。

[景山委員] 委員さんの、中海はどこからどこまでっていうのは分からんですけどな。ちょっと説明してやってください。

[森田係長] 中海ですか。

[景山委員] 会長さんも分からんでしょう。ねえ、分からんでしょうが。だいたい中海が分からにゃ、委員さんが。ねえ、武良委員さん。分かるでしょう、だいたい、最初、冒頭に、中海はここからここまでって、説明してえな。

[森田係長] 中海というのはですね、これ、鳥取も島根も同じなんですけど、漁業調整規則の方で規定をされておまして、こちらにつきましては、ちょっと読ませていただきますと、境港市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑と松江市美保関町去ルガ鼻東端を結んだ線以内の海域をいうということで、規定されておるところでございます。

[武良委員] それで、どこからどこまでとか。
[森田係長] そうですね、すみません。本当に基本的な、
[武良委員] 図面を作っただね、ぼん、ぼん、ぼんと、こっからここまでが。
[景山委員] お前たちの中海って、委員さんはどっからどこまでか分からせん。
[武良委員] 分からせんわ。
[田口会長] 今日は準備がしてないから、どうしようもないですから。
[森田係長] はい。分かりました。失礼しました。
[景山委員] 3年前にあんたから言っちょならいけん。
[森田係長] すいません、失礼しました。
[景山委員] わしもこないだだで。そういうことで、余談ですけど。
[森田係長] ありがとうございます。
[景山委員] まあ大事なことだけんな。
[森田係長] はい。そうですね。
[田口会長] 質疑ありますか。
[景山委員] ええですよ。
[田口会長] ありませんか。はい。じゃあ無いようですから、この報告案件、これで閉じます。

議事5 平成25年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議について（報告）

〔議案について報告された。〕

前田書記が資料5に基づき説明した。

[田口会長] 何か質問ありますか。ありませんか。

[一同] はい。

[田口会長] 無いようですから、そういうことで、日本海ブロックの方から全漁調連に要望、取りまとめをお願いしたということです。

議事6 第22回日本海・九州西広域漁業調整委員会について（報告）

〔議案について報告された。〕

前田書記が資料6に基づき説明した。

[景山委員] ちょっと、どげなん。本県でな、マグロの沿岸漁業で、どのくらい揚げちよるじゃ、マグロ。

[前田書記] 平成24年の数字で言いますと、1トン程度です、沿岸で。

〔景山委員〕 そげなもん、規制かまして、はいはいって大金、貴重品使って。本県の状況は4トン。えっ、4トン。

〔前田書記〕 1トンです。

〔景山委員〕 1トン。ほとんど無いと言わないといかん。かわいそうに、ほんに。

〔遠藤委員〕 でも、その届出をせないけん、申し込みを。定置に入る可能性があるわけだけ、承認してもらうために。

〔景山委員〕 そげな、1トンとちよとのものを、ちょっと規制って、どこがするんじや。入る入らんも分からんもんなあ。

〔前田書記〕 委員会の中でも実は議論になりましたのは、混獲の扱いをどうするんですかという話がありました。結論は個別に相談してくださいっていうことだったんですが、結局、ちょっと話をしたんですけど、結局クロマグロを捕ることを目的としているかどうかで判断してくださいってことが結論のようなんです。

〔景山委員〕 定置は、マグロを主体にするわけではない。混獲だけんな。

〔前田書記〕 今、現状をみますと、どちらかというハマチとか捕るときに混獲で入ってるってような私はイメージを持っているんですが。

〔景山委員〕 そのように強く主張して戻らないけんだが、前田さんが。承認だ、何だって言う前にな。それと、まき網で、捕ったら、これはまき網はまぐろ網で捕るだけん、これは大臣許可だけんな。大臣許可で届けになる。だけど、県知事許可で、ほんに1トンというのは、全国で一番少ないわな、多分。1トンなんていうのはな、マグロ、承認制にしてな、はいはいって戻るっていうわけにはならんだけ、前田さん。

〔前田書記〕 全国的に見ればそうなるんでしょうけれど、鳥取県だけでいったら関係ないですよって言いたいんですが、全国でこれは取り組まれますんで、一律にこう規制をされることになります。クロマグロの資源状況が今後どうなるかっていうことに多分かかってくるんだと思うんですけど、仮に更なる資源管理が必要だっていうときになったときには、やっぱり当然、まき網も沿岸も資源管理をやってくださいねって話になる可能性があります。

〔景山委員〕 まあ、まき網は、手が出ただけな。大臣許可だけんな。まき網は大臣許可。

〔前田書記〕 はい。そうです。

〔景山委員〕 1トンからしてな。ね、会長、1トンだって、1トン。1トンっていうと、100キロで10匹か、ねえ、米村さん。

〔前田委員〕 今、特に規制しようとしているのは、そのヨコワと呼ばれるその未成魚。30キロ未満のマグロを保護せんといけんじゃないかっていうふうに言われてますんで、その兼ね合いでどうなるのかなってところはちょっと心配があつて。

〔景山委員〕 ヨコワになるとな、ええけな。大量には、多少とも入らないけん。いいですよ。

〔田口会長〕 はい。他にはありませんか、議事。いいですか。

〔景山委員〕 はい。

〔田口会長〕 そういうふうに日本海・九州西広域漁業調整委員会で協議をなされて、こういう方向になったということの報告がありました。以上で本日議事を予定している案件は全

て終了いたしました。

その他

〔田口会長〕 この際ですから、皆さん方の方から、もしくは事務局の方でその他の案件で追加ありませんか。委員さん、まず。どうぞ。

〔松澤局長〕 1点だけ。11月5日に県議会の方に水産を振興していくという趣旨で議員連盟ができました。18名の議員の参加によるものです。いわゆる水産振興議連というやつです。会長は山口議員がされて、その他の役員は山口議員が、会長が指名するというものであります。13日の日に、景山組合長他、業界の代表者と議員連盟が国会議員及び水産庁に対して要望活動を行いました。今日はそのアナウンスだけ申し上げるということで資料準備しておりませんので、また、その機会にいろいろ内容及びその結果につきましては、せっかくの機会でありますし、そういう支援をするという議会の動きということでもあるので、ぜひ注目していただきたいと思います。また御報告させていただきたいと思います。

〔田口会長〕 はい。委員さんの方からありますか。ありません。

〔一同〕 ありません。

〔田口会長〕 はい。これをもちまして今日の委員会は終了させていただきます。御協力ありがとうございました。お疲れさまでした。

この議事録の真実を記するため、議長及び議事録署名人をして署名押印させる。

平成25年11月22日